

明日に向かつて ともに創る

118

大船渡市長 戸田公明

国民健康保険税の改正について

市長就任時、国民健康保険税の改正を検討した結果、52%の値上げが必要と判明しましたが、東日本大震災直後であつたことから、市議会議決を経て、平成24年度から26%の値上げに留めました。その後、後発医薬品の普及拡大などに努め支出を抑えながら、9年間運営することができました。あらためて、医療関係者や国保加入者の皆さんのご理解・ご協力に感謝します。

この間平成30年度からは、県と市町村が共同保険者となり、市町村は県に納付金を支払い、県は保険給付に必要な費用を市町村に交付する形態に転換されました。県に支払う納付金は、各市町村の国保被保険者の所得・医療費水準（大船渡市では県内平均値よりも高い）などが勘案されることとなり、市の1人当たり納付金は県平均よりも高く算定されており、国保の財政運営では厳しい状態が続いていました。県により激変緩和措

置が執られたとはいえ、ここ3年間、実質的収支は赤字となっていました。そのような中、税率改正を行おうべく考慮していましたが、令和2年に始まったコロナ禍は令和3年も収まらず、令和4年度から税率改正をすべく検討しました。結果、平均約14%の税率改正案を、昨年12月に市議会に提案し、議決されました。

改正にあたり8タイプの世帯を想定しましたが、加入者のうち、65歳から74歳の前期高齢者が全体の半数以上を占めており、収入の大半は年金と思われまふ。また、世帯構成は、世帯中の国保加入者が1〜2人の世帯が9割以上を占めていることが確認されました。

今回の税率改正は9年ぶりですが、前期高齢者が加入者の半数以上の割合を占める中、今後引き続きプラスの税率改正が行われるとすれば、それは由々しいことであり、関係者の努力でこの傾向にストップをかけなければなりません。そのためには、日々の生活にメリハリをつけ、健康生活をできるだけ長く維持し続けることです。

市では、「健康おおふなど21プラン(第2次)」(平成27年3月策定、9年間)を実施中です。その中で市民1人1人が取り組むことができる「健康づくり10か条」を次のように掲げています。

- ・ 主食、主菜、副菜の揃った食事を食べる
- ・ 夕食後に間食をしない
- ・ 毎日体重を測る習慣をもつ
- ・ 週に2日はお酒を飲まない
- ・ 毎日こまめに体を動かす
- ・ 自分にあつた運動を楽しむながら行う
- ・ 食べたたら歯磨きをする
- ・ タバコを吸わない、吸わない
- ・ 身近な人に気軽に声をかけ挨拶を交わす
- ・ 自分にあつたストレス解消法を見つける

日々快適な生活を送るためにも、また、将来の国保税値上げ幅の縮小・値上げ回避に繋げるためにも、皆さんのご協力をよろしくお願いします。

子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分・ひとり親世帯以外の子育て世帯分）の支給について

市では、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける、ひとり親世帯や所得の低い子育て世帯に対し、給付金を支給しています。給付を受けるためには申請が必要です。

※子育て世帯への臨時特別給付金（児童1人当たり10万円支給）とは異なる制度です。

▷支給対象＝**1**、**2**の片方のみ受給できます。

1ひとり親世帯分＝次の①②のいずれかに当てはまる場合

- ①公的年金給付などを受けていることにより、令和3年4月分の児童扶養手当を受給していない人
- ②令和3年4月分の児童扶養手当を受給していないが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当の

受給者と同じ水準となっている人など

2ひとり親世帯以外の子育て世帯分＝次の①②の両方に当てはまる場合

- ①令和3年3月31日時点で18歳未満の児童（障害児の場合20歳未満）を養育する父母など
※令和4年2月末までに生まれた新生児なども対象になります。
- ②令和3年度住民税(均等割)が非課税の人または令和3年1月1日以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入となった人

▷給付額＝児童1人につき5万円

▷申請期限＝2月28日(月)

▷注意事項＝1度支給を受けた人は、本制度の対象外です。

▷問い合わせ先＝子ども課子ども福祉係(☎内線193)